

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
倒産防止対策事業	中小企業者が倒産防止共済法による共済金の貸付けを受けたとき。	貸付額の100分の10以内 50万円以内
	中小企業者が新たにはじめて共済に加入し、掛金を納付したとき。	掛金月額（4万円限度、1年間限り）の100分の20以内 96,000円以内

新居浜市中小企業振興条例

（倒産防止対策事業に対する補助）

第8条 市長は、中小企業者が連鎖倒産を未然に防止するため、中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）第9条第1項及び第2項による共済金の貸付けを受けたとき又は同法第14条の規定に基づく掛金の納付（新たに契約をした場合に限る。）をしたときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、中小企業者が共済金の貸付けを受けたときは、その貸付額の100分の10以内とし、50万円を限度とする。また、掛金を納付したときは、中小企業倒産防止共済法に定める掛金月額（4万円を限度とし、契約成立月から1年間に限る。）の100分の20以内とし、9万6000円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

補助対象要件・詳細

- ・中小企業者（別表第1に定めるとおり）
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- ・市税が完納されていること（法人、代表者）
- ・市内において1年以上継続して事業を行っていること
- ・中小企業倒産防止共済金の貸付けをうけたとき、または新たに倒産防止共済に加入し、1年間掛金を掛けたとき

申請の時期

- ・中小企業倒産防止共済金の貸付けを受けた後、または新たに倒産防止共済に加入し、1年間掛金を掛けた後
（掛金を一括納付した場合でも、申請は加入の1年後）

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・定款又は規約（コピー）
- ・納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）

（倒産防止共済法による貸付を受けたとき）

- ・調書
- ・中小企業倒産防止共済金貸付決定通知書（コピー）
- ・貸付金の受取り確認ができる銀行通帳（コピー）

（倒産防止共済に加入し、掛金を納付したとき）

- ・中小企業倒産防止共済契約締結証書の写し
- ・通帳の写し（通帳表面、振込日が分かるページ）

事業所として初めて加入した
契約が補助対象となります